

答 申

1 審査会の結論

実施機関が非開示とした〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合（以下「組合」という。）の役員（監事，副理事長である理事）及び清算人の氏名については，開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立人が，改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき，平成12年12月26日付けで行った開示請求に対し，鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）は，「平成12年12月12日付指令建第5号に係る〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合の解散認可申請書，同進達書，同認可通知及び決裁文書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定の上，平成13年1月9日付け建第263号で一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は，この本件処分のうち，組合の役員（理事，監事，清算人ら）の氏名を非開示とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は，次のように要約される。

都市再開発法は，公共事業を実施する公法人として，組合の役員（理事，監事，清算人ら）に公務員に準じた個人責任を課している。関係権利者，市民，県民の理解を得るためにも役員の名前は公人として公開されるべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書について

市街地再開発組合は，都市再開発法第45条第1項の規定に基づき，事業の完成により解散することとなるが，同条第4項の規定により，解散しようとするときは知事の認

可が必要である。

対象公文書は、この規定に基づき、組合から県に提出された解散認可申請書及び鹿児島市からの進達書、知事の認可通知及び当該認可に係る決裁文書である。

(2) 非開示部分

実施機関が非開示とした部分は、監事、理事、清算人、議長、議事録署名人等個人の氏名及び印影並びに組合等法人の印影であるが、このうち、異議申立てに係る非開示部分は、役員（監事、副理事長である理事）及び清算人の氏名である。

(3) 非開示理由

条例第8条第2号該当性について

本件対象公文書に記載されている監事、議長及び議事録署名人等の氏名、名簿の個人氏名、住所については、特定の個人が識別され得る情報であり、第2号ただし書のいずれにも該当しないため開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年1月18日	諮問を受けた。
平成13年1月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成13年1月31日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成13年2月28日	諮問の審議を行った。
平成13年3月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から非開示理由等を聴取）
平成13年4月23日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
平成13年5月30日	諮問の審議を行った。
平成13年6月18日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

なお、本件異議申立ては、実施機関が非開示とした部分のうち、役員（監事、副理事長である理事）及び清算人の氏名の部分を非開示とした処分の取消しを求めるものであることから、当審査会は、当該処分についてのみ判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

本件対象公文書は、前記3の(1)記載のとおり、組合から県に提出された解散認可申請書及び鹿児島市からの進達書、知事の認可通知及び当該認可に係る決裁文書であるが、そのほかに、参考書類として、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合定款（以下「定款」という。）、添付書類として、監査報告書、解散総会議事録、平成11年度第3回臨時総会議事録及び清算人名簿などから構成されている。

イ 条例第8条第2号本文の該当性について

条例第8条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、開示しないことができると規定している。

条例第8条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること。また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状況、病歴等個人の心身の状況に関する情報、婚姻歴、家族状況、生活記録等個人の家庭等の状況に関する情報、学歴、職歴等個人の経歴に関する情報、団体活動記録、交際関係等個人の社会活動に関する情報、所得、資産等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいう。

そこで、本件対象公文書のうち、監査報告書中の監事の氏名、平成11年度第3回臨時総会議事録中の副理事長である理事の氏名、清算人名簿及び平成11年度第3回臨時総会議事録中の清算人の氏名が、この規定に該当するかどうかについて検討すると、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、本号本文に該当すると判断する。

ウ 条例第8条第2号ただし書の該当性について

本号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

本件対象公文書のうち、監査報告書中の監事の氏名、平成11年度第3回臨時総会議事録中の副理事長である理事の氏名、清算人名簿及び平成11年度第3回臨時総会議事録中の清算人の氏名については、ただし書アに該当しないことが明らかであることから、次のただし書イに該当するか否かを検討する。

ただし書イの「公表を目的として作成し、又は取得した情報」については、その類型として、(1) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人も公表することについて了承している情報、(2) 公表することを前提として提供された情報、(3) 従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報、(4) 個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報などがある。

まず、都市再開発法第23条により役員とされる理事及び監事については、定款第32条によりその氏名を公告しなければならないこととされており、本件対象公文書中の役員（監事、副理事長である理事）の氏名は、定款第72条の規定により組合事務所前の掲示板に掲示する方法により公告がなされている。このように、誰でも見ることができる掲示板に掲示され、広く一般の人に知らしめていることを考えると、既に何らかの方法で公表された情報については、作成又は取得段階で公表を明確に目的としていない場合であっても、非公開とする積極的理由はなく、「従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報」と同視し、ただし書イに該当する情報として、開示すべきである。

また、清算人については、その法的性格が、都市再開発法第47条に基づき、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成するなどの清算事務を行い、同法第50条において準用する民法第79条の規定により債権申出の公告（官報掲載）を行うなど、組合員、債権者等の権利関係に影響を及ぼす重要事項を処理する権限を有することから、本組合においては、理事及び監事（既に公告済みの役員）が清算人として選任されており、そのことが平成11年度第3回臨時総会議事録及び官報に掲載された第1回解散公告からも明らかである。したがって、清算人の氏名についても、ただし書イに該当するため、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。